

令和元年度決算に基づく
下関市健全化判断比率及び
資金不足比率に係る審査意見書

下 関 市 監 査 委 員

下 監 第 1 7 2 号
令和2年(2020年)8月24日

下関市長 前田 晋太郎 様

下関市監査委員	小 野 雅 弘
同	大 賀 一 慶
同	関 谷 博
同	亀 田 博

令和元年度決算に基づく下関市健全化判断比率
及び資金不足比率に係る審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された、令和元年度決算に基づく下関市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

目 次

下関市健全化判断比率審査意見

1. 審査の概要	1
(1) 審査の対象	1
(2) 審査の期間	1
(3) 審査の方法	1
2. 審査の結果	1
(1) 総合意見	1
(2) 個別意見	2
①実質赤字比率	2
②連結実質赤字比率	3
③実質公債費比率	5
④将来負担比率	6
(3) 是正改善を要する事項	6

下関市資金不足比率審査意見

1. 審査の概要	7
(1) 審査の対象	7
(2) 審査の期間	7
(3) 審査の方法	7
2. 審査の結果	8
(1) 総合意見	8
(2) 個別意見	9
①臨海土地造成事業特別会計	9
②渡船特別会計	10
③市場特別会計	11
④観光施設事業特別会計	12
⑤漁業集落環境整備事業特別会計	13
⑥農業集落排水事業特別会計	14
⑦水道事業会計	15
⑧工業用水道事業会計	16
⑨公共下水道事業会計	17
⑩病院事業会計	18
⑪ボートレース事業会計	19
(3) 是正改善を要する事項	20

《用語の説明》

《巻末資料》健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲

凡 例

- 1 文中等に記載する「令和元年度」は、令和元年度決算に基づくことを、「平成30年度」は、平成30年度決算に基づくことをいい、以下同様である。
- 2 P（ポイント）は、パーセンテージ間の単純差し引き数値である。
- 3 類団指標とは、本市の類似団体とした12都市の単純平均である。

本市の類似団体の類型は中核市であるが、中核市は人口・財政規模が非常に幅広いため、今回は平成31年3月31日現在中核市である団体のうち、平成27年国勢調査人口が30万人未満である12都市を類似団体とした。なお、12都市は、下関市・函館市・青森市・八戸市・盛岡市・福島市・八尾市・明石市・鳥取市・松江市・呉市・佐世保市である。

下関市健全化判断比率審査意見

1. 審査の概要

(1) 審査の対象

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定書類」という。）

(2) 審査の期間

令和2年7月13日から令和2年8月12日までの31日間

(3) 審査の方法

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び算定書類の審査にあたっては、比率は関係法令に則り適正に算定されているか、算定書類は適正に作成されているかについて、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員からの説明聴取などの方法により審査を実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の表に掲げる健全化判断比率は、いずれも適正に算定されており、算定書類についても適正に作成されているものと認められた。

\	令和元年度 A %	平成30年度 B %	比較増減 A-B P	早期健全化 基準 %	類団指標 (平成30年度) %
① 実質赤字比率	—	—	—	11.25	—
② 連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	—
③ 実質公債費比率	9.8	9.8	0.0	25.0	8.4
④ 将来負担比率	82.2	89.4	△ 7.2	350.0	61.4

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額がないため「—」と表示している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率

実質赤字比率の算定式及び各項目の数値は、次のとおりである。なお、本市の早期健全化基準は 11.25% である。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位：千円)

区 分	令和元年度	平成30年度	比較増減
一般会計等の実質赤字額	△ 1,956,550	△ 2,122,035	165,485
一般会計	△ 2,303,430	△ 2,526,249	222,819
土地取得特別会計	△ 56,559	△ 61,616	5,057
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	△ 5,103	△ 3,292	△ 1,811
港湾特別会計	408,542	469,122	△ 60,580
市立市民病院債管理特別会計	0	0	0
公債管理特別会計	0	0	0
標準財政規模	65,442,475	65,666,505	△ 224,030

※ 赤字の算定の基となるため、黒字の場合は負数、赤字の場合は正数となる。

(単位：%、P)

区 分	令和元年度	平成30年度	比較増減
実質赤字比率 (計算上の比率)	— (△ 2.98)	— (△ 3.23)	— (0.25)

※ 実質赤字額が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第3位以下切り捨て。

令和元年度の実質赤字比率については、実質赤字額がないため「—」と表示している。

参考までに、実質収支の比率としてみると、令和元年度は 2.98% で、平成30年度の 3.23% と比較すると 0.25 ポイント低下しているものの、現状では財政収支に問題はないと認められる。

なお、平成30年度の類似団体における実質赤字比率は、いずれも「—」であった。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率の算定式及び各項目の数値は、次のとおりである。なお、本市の早期健全化基準は 16.25% である。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位：千円)

区 分	令和元年度	平成30年度	比較増減
連 結 実 質 赤 字 額	△ 17,231,977	△ 14,309,303	△ 2,922,674
一般会計等	△ 1,956,550	△ 2,122,035	165,485
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	△ 1,140,193	△ 2,940,660	1,800,467
国民健康保険特別会計	△ 558,383	△ 2,226,609	1,668,226
介護保険特別会計介護保険事業勘定	△ 446,615	△ 568,859	122,244
介護保険特別会計介護サービス事業勘定	△ 2,122	△ 2,503	381
後期高齢者医療特別会計	△ 133,073	△ 142,689	9,616
公営企業に係る会計	△ 14,135,234	△ 9,246,608	△ 4,888,626
臨海土地造成事業特別会計	0	35,373	△ 35,373
渡船特別会計	△ 9,469	△ 10,822	1,353
市場特別会計	△ 188,862	△ 190,273	1,411
観光施設事業特別会計	△ 1,623	△ 1,601	△ 22
漁業集落環境整備事業特別会計	△ 696	△ 1,244	548
農業集落排水事業特別会計	△ 2,099	△ 2,043	△ 56
水道事業会計	△ 4,786,202	△ 4,687,480	△ 98,722
工業用水道事業会計	△ 314,350	△ 339,384	25,034
公共下水道事業会計	△ 1,696,653	△ 1,586,454	△ 110,199
病院事業会計	△ 140,750	△ 85,974	△ 54,776
ボートレース事業会計	△ 6,994,530	△ 2,376,706	△ 4,617,824
標 準 財 政 規 模	65,442,475	65,666,505	△ 224,030

※ 赤字の算定の基となるため、黒字又は資金剰余の場合は負数、赤字又は資金不足の場合は正数となる。

(単位：%、P)

区 分	令和元年度	平成30年度	比較増減
連 結 実 質 赤 字 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 26.33)	— (△ 21.79)	— (△ 4.54)

※ 連結実質赤字額が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第3位以下切り捨て。

令和元年度の連結実質赤字比率については、連結実質赤字額がないため「―」と表示している。

参考までに、連結実質収支の比率としてみると、令和元年度は 26.33%で、平成30年度の 21.79%と比較すると 4.54 ポイント上昇し、現状では財政収支に問題はないと認められる。

なお、平成30年度の類似団体における実質赤字比率は、いずれも「―」であった。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率の算定式及び各項目の数値は、次のとおりである。なお、早期健全化基準は 25.0%である。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{元利償還金} \\ + \\ \text{準元利償還金} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{償還のための特定財源} \\ + \\ \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \left(\begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right)} \text{の3か年平均}$$

(単位：千円)

区 分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
元 利 償 還 金	17,116,790	16,398,301	16,932,402	17,058,057
準 元 利 償 還 金	2,572,509	2,708,348	3,242,083	3,454,919
償 還 の た め の 特 定 財 源	2,376,854	2,094,216	2,003,421	2,494,972
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	11,952,126	12,056,783	12,645,641	12,569,843
標 準 財 政 規 模	65,442,475	65,666,505	66,481,626	66,743,226

(単位：%、P)

区 分	令和元年度	平成30年度	比較増減
令和元年度分実質公債費比率(単年度)	10.02110	—	/
平成30年度分実質公債費比率(単年度)	9.24394	9.24394	
平成29年度分実質公債費比率(単年度)	10.26344	10.26344	
平成28年度分実質公債費比率(単年度)	—	10.05690	
3 か 年 平 均	9.8	9.8	0.0

※ 単年度分は端数処理せず、3か年平均は小数点第2位以下切り捨て。

令和元年度の実質公債費比率は 9.8%で、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回っており、公債費の財政負担が令和元年度の標準財政規模を基本とした額に比して著しく過大な状況にはないと認められる。

なお、令和元年度の実質公債費比率は、平成30年度と同率となっている。

参考までに、平成30年度の実質公債費比率に係る類団指標は 8.4%となっており、令和元年度の本市との比較では、本市が 1.4ポイント高くなっている。

④ 将来負担比率

将来負担比率の算定式及び各項目の数値は、次のとおりである。なお、早期健全化基準は 350.0%である。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left(\begin{array}{l} \text{充当可能基金額} \\ + \\ \text{特定財源見込額} \\ + \\ \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \left(\begin{array}{l} \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right)}$$

(単位：千円)

区 分	令和元年度	平成30年度	比較増減
将来負担額	203,211,711	209,827,952	△ 6,616,241
充当可能基金額	16,749,659	15,797,447	952,212
特定財源見込額	18,525,314	18,366,483	158,831
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	123,928,383	127,726,286	△ 3,797,903
標準財政規模	65,442,475	65,666,505	△ 224,030
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	11,952,126	12,056,783	△ 104,657

(単位：%、P)

区 分	令和元年度	平成30年度	比較増減
将来負担比率	82.2	89.4	△ 7.2

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和元年度の将来負担比率は 82.2%で、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回っており、将来の地方債償還等の支出予定額が令和元年度の標準財政規模を基本とした額に比して著しく過大な状況にはないと認められる。

なお、令和元年度の将来負担比率は、平成30年度の比率 89.4%と比較すると 7.2 ポイント低下している。

参考までに、平成30年度の将来負担比率に係る類団指標は 61.4%となっており、令和元年度の本市との比較では、本市が 20.8 ポイント高くなっている。

(3) 是正改善を要する事項

健全化判断比率について、特に指摘すべき事項はない。引き続き財政の健全運営に留意されたい。

下関市資金不足比率審査意見

1. 審査の概要

(1) 審査の対象

次の各会計における令和元年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ① 臨海土地造成事業特別会計
- ② 渡船特別会計
- ③ 市場特別会計
- ④ 観光施設事業特別会計
- ⑤ 漁業集落環境整備事業特別会計
- ⑥ 農業集落排水事業特別会計
- ⑦ 水道事業会計
- ⑧ 工業用水道事業会計
- ⑨ 公共下水道事業会計
- ⑩ 病院事業会計
- ⑪ ボートレース事業会計

(2) 審査の期間

令和2年7月13日から令和2年8月12日までの31日間

(3) 審査の方法

令和元年度決算に基づく資金不足比率及び算定書類の審査にあたっては、比率は関係法令に則り適正に算定されているか、算定書類は適正に作成されているかについて、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員からの説明聴取などの方法により審査を実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の表に掲げる資金不足比率は、いずれも適正に算定されており、算定書類についても適正に作成されているものと認められた。

	令和元年度 A %	平成30年度 B %	比較増減 A-B P	経営健全化 基 準 %
① 臨海土地造成事業特別会計	—	0.5	—	20.0
② 渡船特別会計	—	—	—	
③ 市場特別会計	—	—	—	
④ 観光施設事業特別会計	—	—	—	
⑤ 漁業集落環境整備事業特別会計	—	—	—	
⑥ 農業集落排水事業特別会計	—	—	—	
⑦ 水道事業会計	—	—	—	
⑧ 工業用水道事業会計	—	—	—	
⑨ 公共下水道事業会計	—	—	—	
⑩ 病院事業会計	—	—	—	
⑪ ボートレース事業会計	—	—	—	

※ 資金不足が発生していない場合は、「—」と表示している。

※ 資金不足比率が 20.0%以上となった場合は、公営企業の経営の健全化のための計画を定める必要がある。

(2) 個別意見

① 臨海土地造成事業特別会計

臨海土地造成事業特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和元年度 A	平成30年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	3,852,921	3,772,640	80,281
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	1,163,309	1,015,538	147,771
ウ 土地収入見込額	4,261,592	2,721,729	1,539,863
エ 地方債残高 + 他会計長期借入金	2,891,010		2,891,010
資金の不足額 ア-イ-ウ+エ(※)	0	35,373	△ 35,373
a 資本			
b 負債 (繰上充用額+地方債残高+長期借入金)	5,580,622	6,486,551	△ 905,929
事業の規模 a + b	5,580,622	6,486,551	△ 905,929

※ [資金の不足額]の[ア-イ-ウ]が負数の場合はエを加算。ただし、その値が>0となるときは「0」とする。

以上に基づき算定された臨海土地造成事業特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和元年度	平成30年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (0.0)	0.5 (0.5)	— (△ 0.5)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和元年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和元年度は 0 %で平成30年度の△ 0.5%と比較すると 0.5ポイント上昇しており、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

② 渡船特別会計

渡船特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和元年度 A	平成30年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	154,102	134,357	19,745
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	163,571	145,179	18,392
資金の不足額 アーイ	△ 9,469	△ 10,822	1,353
a 営業収益に相当する収入の額	17,183	17,164	19
b 受託工事収益に相当する収入の額			
事業の規模 a-b	17,183	17,164	19

以上に基づき算定された渡船特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：％、P)

区 分	令和元年度	平成30年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 55.1)	— (△ 63.0)	— (7.9)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和元年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和元年度は 55.1%で平成30年度の 63.0%と比較すると 7.9 ポイント低下しているものの、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

③ 市場特別会計

市場特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和元年度 A	平成30年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	823,368	847,837	△ 24,469
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	1,012,230	1,038,110	△ 25,880
資金の不足額 アーイ	△ 188,862	△ 190,273	1,411
a 営業収益に相当する収入の額	424,046	428,996	△ 4,950
b 受託工事収益に相当する収入の額			0
事業の規模 a-b	424,046	428,996	△ 4,950

以上に基づき算定された市場特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和元年度	平成30年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 44.5)	— (△ 44.3)	— (△ 0.2)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和元年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和元年度は 44.5%で平成30年度の 44.3%と比較すると 0.2 ポイント上昇しており、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

④ 観光施設事業特別会計

観光施設事業特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和元年度 A	平成30年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	164,260	155,137	9,123
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	165,883	156,738	9,145
資金の不足額 ア-イ	△ 1,623	△ 1,601	△ 22
a 営業収益に相当する収入の額	421,089	461,098	△ 40,009
b 受託工事収益に相当する収入の額			
事業の規模 a-b	421,089	461,098	△ 40,009

※ aの中には、海峡ビューしものせき及びサングリーン菊川の指定管理者利用料金収入額が含まれている。

以上に基づき算定された観光施設事業特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和元年度	平成30年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 0.3)	— (△ 0.3)	— (0.0)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和元年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和元年度は0.3%で、平成30年度と同率であり、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

⑤ 漁業集落環境整備事業特別会計

漁業集落環境整備事業特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和元年度 A	平成30年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	16,493	8,811	7,682
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	17,189	10,055	7,134
資金の不足額 アーイ	△ 696	△ 1,244	548
a 営業収益に相当する収入の額	1,425	1,383	42
b 受託工事収益に相当する収入の額			
事業の規模 a-b	1,425	1,383	42

以上に基づき算定された漁業集落環境整備事業特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：％、P)

区 分	令和元年度	平成30年度	比較増減
資金不足比率 (計算上の比率)	— (△ 48.8)	— (△ 89.9)	— (41.1)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和元年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和元年度は48.8%で平成30年度の89.9%と比較すると41.1ポイント低下しているものの、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

⑥ 農業集落排水事業特別会計

農業集落排水事業特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和元年度 A	平成30年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	379,460	392,527	△ 13,067
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	381,559	394,570	△ 13,011
資金の不足額 アーイ	△ 2,099	△ 2,043	△ 56
a 営業収益に相当する収入の額	106,816	105,062	1,754
b 受託工事収益に相当する収入の額			
事業の規模 a - b	106,816	105,062	1,754

以上に基づき算定された農業集落排水事業特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和元年度	平成30年度	比較増減
資金不足比率 (計算上の比率)	— (△ 1.9)	— (△ 1.9)	— (-0.0)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和元年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和元年度は1.9%で、平成30年度と同率であり、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

⑦ 水道事業会計

水道事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和元年度 A	平成30年度 B	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	1,325,218	1,157,115	168,103
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	6,111,420	5,844,595	266,825
資金の不足額 アーイ	△ 4,786,202	△ 4,687,480	△ 98,722
a 営業収益の額	5,675,032	5,707,871	△ 32,839
b 受託工事収益の額	3,451	3,770	△ 319
事業の規模 a-b	5,671,581	5,704,101	△ 32,520

※ アの中には、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債（建設改良費等の財源に充てるためのもの）の額は含まれていない。

以上に基づき算定された水道事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：％、P)

区 分	令和元年度	平成30年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 84.3)	— (△ 82.1)	— (△ 2.2)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和元年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和元年度は 84.3%で平成30年度の 82.1%と比較すると 2.2 ポイント上昇しており、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

⑧ 工業用水道事業会計

工業用水道事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和元年度 A	平成30年度 B	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	20,410	22,310	△ 1,900
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	334,760	361,694	△ 26,934
資金の不足額 アーイ	△ 314,350	△ 339,384	25,034
a 営業収益の額	213,405	218,722	△ 5,317
b 受託工事収益の額			
事業の規模 a-b	213,405	218,722	△ 5,317

以上に基づき算定された工業用水道事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：％、P)

区 分	令和元年度	平成30年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 147.3)	— (△ 155.1)	— (7.8)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和元年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和元年度は147.3%で平成30年度の155.1%と比較すると7.8ポイント低下しているものの、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

⑨ 公共下水道事業会計

公共下水道事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和元年度 A	平成30年度 B	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	1,740,335	1,320,947	419,388
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	3,436,988	2,907,401	529,587
資金の不足額 アーイ	△ 1,696,653	△ 1,586,454	△ 110,199
a 営業収益の額	3,593,564	3,575,313	18,251
b 受託工事収益の額			
事業の規模 a-b	3,593,564	3,575,313	18,251

※ アの中には、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債（建設改良費等の財源に充てるためのもの）の額は含まれていない。

以上に基づき算定された公共下水道事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和元年度	平成30年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 47.2)	— (△ 44.3)	— (△ 2.9)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和元年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和元年度は 47.2%で平成30年度の 44.3%と比較すると 2.9 ポイント上昇しており、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

⑩ 病院事業会計

病院事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和元年度 A	平成30年度 B	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	241,461	91,455	150,006
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	382,211	177,429	204,782
資金の不足額 アーイ	△ 140,750	△ 85,974	△ 54,776
a 営業収益の額	767,492	752,077	15,415
b 受託工事収益の額			
事業の規模 a-b	767,492	752,077	15,415

※ アの中には、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債（建設改良費等の財源に充てるためのもの）の額は含まれていない。

以上にに基づき算定された病院事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和元年度	平成30年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 18.3)	— (△ 11.4)	— (△ 6.9)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和元年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和元年度は 18.3%で平成30年度の 11.4%と比較すると 6.9 ポイント上昇しており、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

⑪ ボートレース事業会計

ボートレース事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和元年度 A	平成30年度 B	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	2,180,984	1,528,519	652,465
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	9,175,514	3,905,225	5,270,289
資金の不足額 アーイ	△ 6,994,530	△ 2,376,706	△ 4,617,824
a 営業収益の額	82,371,259	73,916,236	8,455,023
b 受託工事収益の額			
事業の規模 a-b	82,371,259	73,916,236	8,455,023

以上に基づき算定されたボートレース事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和元年度	平成30年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 8.4)	— (△ 3.2)	— (△ 5.2)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和元年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和元年度は8.4%で、平成30年度の3.2%と比較すると5.2ポイント上昇しており、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

(3) 是正改善を要する事項

資金不足比率について、特に指摘すべき事項はない。引き続き経営の健全運営に留意されたい。

《用語の説明》

健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）に基づき、地方公共団体の財政の健全性を判断する指標であり、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つの指標で構成されている。各指標において、算定された比率が早期健全化基準以上である場合は、財政健全化計画を策定し、健全化に向けた早期取り組みが義務付けられている。なお、将来負担比率を除く3つの指標において、算定された比率が財政再生基準以上である場合は、財政再生計画の策定が必要となる。

実質赤字比率

標準財政規模に占める一般会計等の実質赤字額の割合を示すものであり、本市において一般会計等に該当する会計は、一般会計・土地取得特別会計・母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計・港湾特別会計・市立市民病院債管理特別会計・公債管理特別会計である。

連結実質赤字比率

標準財政規模に占める本市の全会計を対象とした各会計の実質赤字額又は資金の不足額の合計額の割合を示すものである。本指標は、公営企業会計も連結することから、本市全体のフロー指標として位置づけられる。

実質公債費比率

一般会計等が支出する公債費及び公債費に準じた経費の、標準財政規模を基本とした額に占める割合の3か年平均のことである。

将来負担比率

一般会計等が将来負担することとなっている実質的な負債に当たる額を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除した額の、標準財政規模を基本とした額に占める割合のことである。本指標は、実質的な負債と本市の財政規模等を比較する中長期的な視点に基づくストック指標として位置づけられる。

資金不足比率

公営企業会計の事業の規模に占める資金の不足額の割合を示すものであり、財政健全化法に基づき公営企業の経営の健全性を判断する指標である。公営企業が供給する住民サービスは、住民の日常生活に欠くことのできないものが多いことから、その経

営の悪化が住民生活に多大な影響を与えることのないよう、個々の公営企業会計において、経営悪化の初期の段階から経営健全化計画の策定が義務付けられている。

標準財政規模

制度的に与えられた経常一般財源の理論的数値で、標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額の合計である。

元利償還金

一般会計等における地方債の元利償還金から、繰上償還額及び借換債を財源として償還した額を除いたものである。

準元利償還金

次の(1)から(5)までの合計額

- (1) 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年あたりの元金償還金相当額
- (2) 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- (3) 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- (4) 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの
- (5) 一時借入金の利子

特定財源

国や県からの利子補給、貸付金の財源として起こした地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として起こした地方債の償還額に充当した都市計画税等である。

算入地方債

建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

《巻末資料》

健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率						
	一般会計等に属する特別会計	土地取得特別会計										
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計										
		港湾特別会計										
		市立市民病院債管理特別会計										
	公債管理特別会計											
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	資金不足比率：会計ごとに算定	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率						
		介護保険特別会計介護保険事業勘定										
		介護保険特別会計介護サービス事業勘定										
		後期高齢者医療特別会計										
公営企業会計	法適用企業	水道事業会計	資金不足比率：会計ごとに算定	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率						
		工業用水道事業会計										
		公共下水道事業会計										
		病院事業会計										
		ボートレース事業会計										
	法非適用企業	渡船特別会計										
		市場特別会計										
		観光施設事業特別会計										
		漁業集落環境整備事業特別会計										
		農業集落排水事業特別会計										
		臨海土地造成事業特別会計										
		一部事務組合・広域連合					山口県市町総合事務組合					
							山口県後期高齢者医療広域連合					
独立行政法人		公立大学法人下関市立大学										
		下関市立市民病院										